仮譲渡契約書

特定非営利活動法人 SORA アニマルシェルター 代表理事 二階堂利枝(以下甲とする)は、

本日、年月日譲渡予定動物(生後 ヶ月・種類

性別 オス メス ・毛色 ・特徴

新しい家族予定者(氏名)

様(以下乙とする)へ

新しい家族の適性試験期間として仮譲渡いたしました。両者合意のもと乙の適性試験期間は、

年 月 日 ~ 年 月 日までとします。

記

1. 乙の適性試験期間について

本日より両者合意のもと開始した乙適性試験期間は、甲が乙としてふさわしいか、譲渡予定動物にとって飼育環境が適するかを甲が判断する「乙の適正試験期間(以下ホームステイ期間)」となります。ホームステイ期間中、乙はいかなる理由においても甲の譲渡予定動物返還要求に応じなくてはなりません。

2. 所有権について

譲渡予定動物の所有権は甲にあり、譲渡予定動物所有権の譲渡は正式譲渡契約をもって行います。 従って本日の譲渡予定動物の譲渡は「仮譲渡」となりホームステイ期間中は「仮譲渡(借り受け)期間」 となりますので、第三者への譲渡予定動物の譲渡の権利は乙にはありません。

本仮譲渡契約書記載内容に対しての違反が認められた場合、ならびに動物を飼うのに不都合な事実の隠ぺい(経済面・健康面)、または本契約書記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または住所変更に際し甲への住所変更通知を故意に怠った場合、その時点で譲渡動物は甲に返還することとします。

3.譲渡予定動物の返還について

- a. ホームステイ期間中、乙は家族および先住動物と譲渡予定動物との相性をみて不安を感じる、または乙の自己都合の理由で譲渡予定動物を甲へ返還したい場合、甲は返還に応じます。その場合、交通費など返還にかかる費用はすべて乙負担とします。
- b. 試験期間終了後甲の審査により譲渡不成立となることがあります。その場合、譲渡予定動物の返還にかかる費用は双方等分負担とします。
- c.正式譲渡後であっても、乙において譲渡に際しての約束が守られていないと甲が判断した場合は、 甲は譲渡予定動物の返還請求することがで き、乙はそれに応じなくてはなりません。

また動物の飼育者として乙が不適格と思われた場合、甲と乙の信頼関係が損なわれた場合にも乙は甲の譲渡予定動物返還請求に応じなくてはなりません。

その場合、譲渡予定動物の返還にかかる費用は全て乙負担とします。

4. 飼養放棄(飼えなくなること)について

乙は、ホームステイ期間中および正式譲渡後について、いかなる理由(結婚、離婚、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、出産、一家離散、家族死亡、本人死亡、自然災害、譲渡予定動物の問題行動や疾患など)をもっても譲渡予定動物の飼養放棄はできません。万一、譲渡予定動物を飼育できないと感じる事態が起こった場合は、必ず甲に報告する義務を負います。やむなき事情で飼育が困難

と感じた場合、甲の指導のもとに環境改善の努力をします。

万一譲渡予定動物を飼育できなくなった場合は、必ず甲に報告する義務を負います。

やむなき事情で飼育が困難になった場合、譲渡予定動物を捨てたり行政処分に持ち込むことなく、速やかに甲へ飼養放棄の通達をし、その所有権は甲へ戻し次の乙への譲渡成立までにかかる費用を全て負担しなくてはなりません。

5.環境確認について

乙はホームステイ期間中および正式譲渡契約後も、甲からの譲渡予定動物の写真請求や面会請求に応じなくてはなりません。それにより飼育状況につき改善要求が出された場合には誠意を持って対応し、譲渡予定動物の飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。甲はそのための相談に応じたり、指導する義務があります。

6.事故等について

- a. ホームステイ期間中、過失により譲渡予定動物を逃がしてしまった場合は速やかに甲に連絡を取り、対策を講じなくてはなりません。場合によってはその法的責任を問われることがあります。
- b. ホームステイ期間中、譲渡予定動物を死亡させてしまった場合、獣医による死亡診断書を甲に提出しなくてはなりません。正式譲渡契約後でも死亡に不審な点が見受けられる場合は、甲は乙に対し獣医による死亡診断書の提出を求めることができます。ホームステイ期間中および正式譲渡契約後の譲渡予定動物の死亡について不審な点がある場合は、乙は法的にその責任を問われることがあります。
- c.ホームステイ期間中の譲渡予定動物による咬傷事故等については乙が一切の責任を負うものとします。

7.ホームステイ期間中の健康管理について

- a. 乙は譲渡予定動物に対し、各種伝染病予防のため、適切な時期にワクチンを接種させなくてはいけません。(次回 年 月 予定)
- b. 乙は譲渡予定動物に対し、病気予防にこころがけ、万一罹患した場合には速やかに獣医師の診断を受け、適切な治療を受けさせなくてはなりません。

8.費用について

ホームステイ期間中譲渡予定動物飼育にかかる食費、治療費などを含む全ての費用は乙負担とします。

9. 所有者明示について

乙は譲渡予定動物が迷子にならないよう首輪に迷子札を取り付けなくてはなりません。また譲渡予定動物は決して放し飼いせず、猫に限っては必ず室内飼育をしなくてはなりません。

- 10.ホームステイ期間中並びに正式譲渡契約後の飼育に関しての衛生基準
 - a. 乙は譲渡予定動物の飲み水は毎日取り替え、食器は使用の度に洗わなくてはなりません。
 - b. 乙は、猫については猫用トイレ砂を用意し、毎日排泄物を掃除しなくてはなりません。
 - また、犬については排泄物は毎日きれいに掃除し、また散歩で排泄した場合は持ち帰り処分しなくてはなりません。
 - c. 乙は譲渡予定動物が誤って異物を食べてしまわないように、飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配らなくてはなりません。

11.本契約書について

本仮譲渡契約書は2通作成し、甲、こそれぞれが1通を大切に保管いたします。

本仮譲渡契約書の内容に違反する行為が認められた場合には、譲渡予定動物の返還を求められる、または飼育環境や飼育態度の改善を求められます。

これは乙が譲渡予定動物を家族として迎えるための仮譲渡です。譲渡予定動物の業者への転売(乙詐欺)、動物虐待など本仮譲渡契約書の主旨に反する行為が若干でも認められた場合、または甲にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、乙は甲の請求に従い直ちに譲渡予定動物を返還しなくてはなりません。また責任を問われ法的措置を取られても異存はありません。

12.正式譲渡について

正式譲渡については別途正式譲渡契約書を作成し、乙およびその世帯主、並びに甲の署名捺印をもって契約することといたします。

以上

上記について乙はこれを遵守し、譲渡予定動物を家族の一員として習性を理解するよう努め、最後まで責任を持ち乙適性試験期間中飼育する事を誓約いたします。

乙およびその家族全員並びに甲は上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、仮譲渡の契約を結ぶ ことといたします。

年 月 日

【甲】

福島県福島市町庭坂字富山 147-1 特定非営利活動法人 SORA アニマルシェルター 代表理事 二階堂利枝 卿

(身分証明書等番号)

[Z]

(住所)

(氏名)

(EJ)

(万一の際の連絡先、実家等)

(身分証明書等番号)

※個人情報取扱いについて